

令和6年度 第3回倉吉市農業委員会会議事録

1 開催日時 令和6年6月10日(月) 午後1時30分から午後2時20分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室302

3 出席委員 (28人)
会長 2番 山脇 優 委員

農業委員

1番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員	4番 田村静伸 委員
5番 福井章人 委員	6番 藤井由美子 委員	7番 室山恵美 委員
8番 吉村年明 委員	9番 山下賢一 委員	10番 筏津純一 委員
11番 堀川理恵 委員	12番 數馬 豊 委員	13番 鐵本達夫 委員
14番 美田俊一 委員	15番 衣笠健一郎 委員	16番 松本幸男 委員
17番 河野正人 委員	18番 原田明宏 委員	19番 早田博之 委員

農地利用最適化推進委員

福井満寿美 委員	山脇賢治 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
秋山美香 委員	藤原 治 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員
山下洋一郎 委員			

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第13号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第14号 農用地利用集積計画の決定について

議案第15号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第16号 所有者等を確知することができない農地の公示について

議案第17号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

経済観光部農林課職員

主幹 清水 彰夫

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 ただ今より、令和6年度第3回農業委員会会議を開会いたします。初めに山協会長よりごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私のほうで指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。8番 吉村委員、9番 山下委員に本日の議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 本日は欠席はありません。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは(4)連絡報告事項、事務局からお願いします。

事務局 令和6年度第3回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 それでは(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をしてください。

事務局 本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページ記載のとおり4件の申請がございます。番号1及び番号4は売買による所有権移転、番号2及び番号3はそれぞれの土地の交換による所有権移転でございます。

次に議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案4ページに記載のとおり3件の申請がございます。番号1は〇〇地内における一般住宅の建築でございます。農地区分は第2種農地で許可根拠は集落接続でございます。なお、譲渡人と譲受人は親子関係で贈与による所有権移転となっております。番号2は〇〇地内における集合住宅の建築で、表中には記載がございませんが隣接の宅地3筆685㎡を一緒に駐車場として整備される計画でございます。申請地は都市計画用途区域の第1種住居地域に指定され

ておりますので、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。番号3は〇〇〇〇地内における集合住宅の建築でございます。申請地は都市計画用途区域の第1種住居地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。

続いて議案第13号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。議案の6ページのとおり4件の申請が出ています。

議案第14号 農用地利用集積計画の決定についてですが議案9ページから16ページのとおり21件の利用権設定の申出と、議案17ページのとおり1件の所有権移転がございます。

議案第15号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定については議案22ページのとおり、1件の申請がございます。

続いて議案第16号 所有者等を確認することができない農地の公示についてですが、議案24ページ記載のとおり公示してよいか意見を求めるものでございます。

議案第17号 農用地利用集積等促進計画については議案28ページのとおり10件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは審議に入らせていただきます。議案第11号 農地法第3条の規定による許可の申請について委員の皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認といたします。

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして3ページ議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましては、本日午前10時30分より当番委員であります室山委員、藤原委員、藤井職務代理、内川局長、岩田主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して藤原委員より報告をお願いいたします。

藤原推進委員 推進委員の藤原です。3つの案件、現場を確認し問題なしということで報告をさせていただきます。以上です。

議長 ただ今報告のとおり3件とも問題なしということでございました。それでは質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第13号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第13号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたしますが、本件につきましても先ほどと同様に現地の調査に行っておりますので、代表して藤原委員より報告をお願いいたします。

藤原推進委員 はい、この4つの案件につきましても現場を確認いたしました。問題なしということで報告をさせていただきます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第14号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして議案第14号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたしますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

9ページ番号1番から10ページ番号5番は、8番 吉村委員に係る案件でございますので吉村委員の退席を求めます。

(吉村委員 退席)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 9ページでございます。申請番号1番、〇〇の1筆、377㎡の水田の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他10ページの番号5番まで、合計いたしまして12筆、9,396㎡の賃借権の設定でございます。いずれ

も農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今吉村委員の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。吉村委員の入場を求めます。

(吉村委員 入場・着席)

議 長 吉村委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

以上で該当する出席委員に係る案件について審議は終了しました。引き続きいて全体について審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 9ページに戻ります。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は100,438㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、9ページから16ページまでの記載のとおりでございます。

補足ですが、15ページ申請番号20番記載の土地改良区賦課金は久米ヶ原土地改良区ですけれども、10アールあたり4,850円です。16ページ申請番号21番、記載の土地改良区賦課金は、同じく久米ヶ原土地改良区です10アールあたり4,850円です。

続きまして17ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇〇の2筆3,382㎡の水田でございます。対価は300,000円、10アールあたりですと88,705円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、18ページから19ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、20ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 ただ今の案件につきまして質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第15号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議長 続きまして議案第15号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてお諮りいたしますが、本件につきましても先ほどと同様に現地の調査に行っておりますので、代表して藤原委員より報告をお願いいたします。

藤原推進委員 はい、推進委員の藤原です。ここの面積は約8反と広くてそして倒壊したハウスも撤去が必要な部分もあります。自然木も生えていますけども抜根作業はしないということです。この8反の中で作業をしなくてもいい部分というのかなりありましたが、先ほど申し上げたように倒壊したハウスの撤去が必要な部分もあります。ということで、現場のほうもかなり時間をかけて確認いたしましたし、そして検討も時間をかけました。結果としては10アールあたり2万円ということで報告をさせていただきます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。議案第15号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について報告がございました。それでは皆さんのほうから質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、議案第15号につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第16号 所有者等を確認することができない農地の公示について

議長 続きまして議案第16号 所有者等を確認することができない農地の公示について説明してください。

事務局 私のほうから説明させていただきます。議案第16号 所有者等を確認することができない農地の公示についてでございます。農地法第33条第1項に規定されます「耕作の事業に従事するものが不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当し、遊休化のおそれがある農地について、同法第32条第2項において準用する同条第3項の規定に基づきまして、所有者等を確認することができない農地として公示することについて、意見を求めるものでございます。

この取扱い例につきましては令和5年の4月の議案で取り扱ったことがござ

担されるとお聞きしております。ですので土地改良区さんへの支払いがくらうちさんから直接になるのか、一旦機構に払われて機構が支払をされることになるかと思うのですけれども、機構を通さず改良区さんへの支払になろうかと思えます。すみません、答弁のほうとちょっと違っていたかもしれません。今回は土地改良区賦課金相当額ということで、直接改良区さんへの支払も可能になるかと思えます。

小谷推進委員 はい、わかりました。

議長 よろしいですか。今、担い手育成機構の場合は直接担い手育成機構に払うか地主に直接払うか選択できるようになっているでしょう、ね。

農林課 はい。

議長 作っている方が直接払う場合はそちらのほうでもいいということになっておりますので。その他ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、議案第16号につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第17号 農用地利用集積等促進計画について

議長 続きまして議案第17号 農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたします。事務局より説明してください。

事務局 はい28ページでございます。農用地利用集積等促進計画につきましては、28ページの番号1番から10番まで、合計で10筆、16,204㎡の水田、畑でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。

農地番号3から10番の農地については、機構が地権者から借入れのみを行う場合となっているもので補足説明をします。耕作者は既に決まっていますが、この農地は現在遊休農地であるため、機構中間保有地再生活用の補助事業を活用し耕作できる状態にする予定です。この補助事業の条件の中にまず機構が中間保有権を持たないといけないとなっているため、現時点では耕作者とは契約しません。耕作者へは機構が補助事業を活用して遊休農地を解消してから、耕作者と契約を行う予定となっております。以上でございます。

議長 ただ今議案第17号について説明がございました。皆さまからの議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成でございますので承認といたします。ありがとうございます。以上で議事は終結といたします。

(6) その他

議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、梶本主幹。

事務局 はい、2ページのあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということです。今回は2件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。

まず1番目ですけど、相談者が〇〇〇〇さんで〇〇〇〇〇の水田であります。相談内容は賃貸借、使用貸借ということであります。

3ページ、2番目は相談者が所有者の親族である〇〇〇〇さんで〇〇の水田であります。相談内容は売買、賃貸借ということであります。

以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、まず〇〇ですね、鐵本委員お願いします。それから〇〇の〇〇、松本委員でよろしいですか。

16番 〇〇さんは作っとったけど。

議 長 返したみたいですよ。それで〇〇さん、〇〇〇の〇〇〇から来なるけど、以前ちょっと連絡があって返されちゃってどがにすればええかって。農業委員会に出しないなって言ったらここに出てました。前に吉村委員が作ったことがあるな。

8番 いやあ、忘れまして。

議 長 次にいきます。(2) 農地等のあっせん活動の状況について、1番は衣笠委員。

15番 現状この田んぼは相談者の〇〇〇〇さんによって草刈り等はされているみたいなんですけれども、ここ数年耕作者がいなくて草刈りだけで管理しています、ということでした。それで付近をあたりましたが、この田んぼがじゅるいしなかなかトラクターが入りにくいということで耕作者や売買等あっせんしてみたものございませんでした。今後とも継続して取り組んでいきたいと思えます。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして福井委員。

- 5 番 5 番 福井です。2 番と 3 番を〇〇さんをお願いをしているんですけども、聞いたのがちょっと遅くてできないかなとおっしゃってしまして、とりあえず耕作して水張りで今年はおいておくところまでできております。まだ話し合いの段階です。ちょっと飛びますけど 6 ページの 8 番についてはもう田植えを終わっていますので、作っていただいています。以上です。
- 議 長 8 番は耕作済みで終わったということで、2 番と 3 番は水張りまでしておく。
- 5 番 水張りして、来年は耕作と。
- 議 長 ありがとうございます。続いて 4 番目、原田委員。
- 1 8 番 耕作者が見つかりまして、契約をされました。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。いい具合に耕作が見つかって。次は 5 番 衣笠委員。
- 1 5 番 1 5 番 衣笠です。〇〇〇〇さんの〇〇〇の田んぼ 2 枚ですけど、まず上の田んぼ〇〇〇〇〇〇〇は現状果樹園をしていた跡がございまして、枝切りと果樹園の株だけになっています。〇〇〇〇〇〇〇は畑、2, 8 0 6 m²となっておりますが畑というよりは雑草地、セイタカアワダチソウが枯れたような状態です。本人さんには草刈りと木の株等をなんとかしてもらわんとあつせん等は行えませんが、ということは伝えました。以上です。
- 議 長 はい。衣笠さんの言うようにしてもらったら、普通の畑みたいになるから話がしやすいということですね。
- 1 5 番 はい。
- 議 長 じゃ引き続いてお願いします。次は小谷委員ですね。
- 小谷推進委員 推進委員の小谷です。6 番の案件について説明いたします。この〇〇〇さんのお兄さんが今年の正月に亡くなられました。元々土地はお兄さんのものでしたけれども、ご家族がなかったものですから必然的に弟さんに引き継がれたということでした。この〇さんというのが高校卒業後すぐ東京に出られておりまして、5 年ぐらい前、7 0 才過ぎたころにこちらへ帰ってこられて一時実家で生活されていたんですがその後〇〇〇のほうに奥さん共々出られたと。こういう状況です。この〇さんの子ども達はほとんど倉吉は知りません。向こうに家があって生活をされています。
- 今、田んぼ共々家屋敷を売りたいということで売りに出されております。そういう中で農業をやっておられる 3 名ぐらいの方に打診はしたんですが、やはりどことも売買ということになりますと跡継ぎがないので田んぼを買ってまでということはこらえてごせ、と。賃貸借でどうこうということなら考えるけど、と。そういうような内容が多くてですね、〇さんに売買ではなくて賃貸借では駄目かという確認を最後にしたんですが、全部そういうものは整理をした

いということで売買にこだわっておられまして。話が進んだのが田植の時期だったので今年はどうもないもなりませんということをお願いして2、3年という長いスパンでもいいから、あくまで売買で探して欲しいということになりまして、今年はどうしようもありません。引き続いてもう1回買い手がないか探すということで本人にも言うております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして河野委員。

17番 17番 河野です。〇〇さんの〇〇の田んぼのほうは〇〇の川の対岸にありまして、一番水の尻ということで水が当たらんのでどうしてもその近辺の人にいろいろ尋ねたんですけども借り手がなくて草が生えているという状態で、本人もよくわかっていて。なんぼ探しても借り手がなかなかないということで、了解しておられました。

〇〇〇のほうは続きで4枚あるんですけど、現状小さい田んぼは野菜を作っておられます。大きいやつは草がかなり生えていて、年に何回か組合というか共同で草刈りをしておられるようです。それでこの田んぼも同じように全然水が当たらない田んぼで、以前は住宅にと想定された土地だったものですから。ちょうど〇〇〇の資材倉庫がありまして、本人と話をして売買の希望なら本人も家が〇〇にありますので田んぼも他の土地も処分したいという意向がありますので、じゃあ〇〇〇にこちらの方からも話をしてみようかと言ったところ、本人が直接に〇〇〇に頼みますのでということで話は終わっております。以上です。

議 長 はい、〇〇さんはこっちは誰もおらんか。

17番 もう絶対帰ってきません。

議 長 県外か。

17番 はい、〇〇です。

議 長 この〇〇の田んぼ見るとセイタカアワダチソウが今年から生えてきて、大きくなったら大変なことになるな、両サイド田んぼがあるからカメムシでも湧くかなとか思ったりな。誰か頼んで草刈りしてもらおうことできんのだろうか。誰かに頼んで刈ってもらおうようなことをしたほうがいいでないかと思うけど、〇〇〇〇でも。そういうのが結構あってね、この間も〇〇さんというのがねちょうど30センチぐらいアワダチソウが生えとってなんとか自分で休憩しながら刈りなつたけど。1反3畝ぐらいだったけど。隣の人が電話したみたいで、刈ってもらわな米の補償問題が起きるって言ったみたいで。それもちょっと話をしてみてな。

17番 はい。

議 長 他には、9番 山下委員。

9番 山下です。9番につきましては、本人にお伺いしたところネギだということ

で書いてあったので〇〇〇〇〇〇〇の黒ボクがいいのではないかということをお伺いしたんですけど、黒ボクでも砂でも何だろうとかまへんということなので、ひとつ衣笠委員のところがありました2反ちょっとの分、これを見に行ってみたいなどだったので田植の時期が終わってからちょっと行きましようかということで、今はそういう見通しにしております。以上です。

議 長 ありがとうございます。ならまだ可能性はあるということですね。全体的にはこれで終わりましたので、その他の項で事務局ありますか。

事務局 ありません。

議 長 皆さんのほうで何かありましたら、はい、鐵本委員。

13番 鐵本です。皆さんもご存じですけど今年は天候が悪くて、地震もあるし、夏なら40度になるんじゃないかとか言われてますし、共済とかああいうのにきちんと入っておられたらと思っています。能登みたいに地震がまだ3つも4つも来るとかああいうこともあるし、台風が温暖化で大きなのが来るとかそういうこともありますのでそういうことの手当をしとかれたらというのと。それから女性委員さんがたくさん出られましたけど、議案が簡単すぎてそうかそうかということで一言も発せられんみたいで。たまには聞いてみようかなというものがあれば、ひとつよろしくお願いします。

議 長 はい、鐵本委員からの意見でございまして、女性委員の声も聞いてみたいということでございます。遠慮せずに推進委員の方もどんどん質問や意見を言われても結構ですので、農業委員も推進委員も一緒ですので。決議をとる時はない訳ですけど、意見は遠慮せずに来月から質問してみたいなということはどうぞ聞いてください。鐵本委員ありがとうございました。
その他、ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、本日の農業委員会会議は閉会といたします。ご苦労様でした。

— 午後2時20分 閉 会 —